



2019.5.31 No.30

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL <http://tomari816.com>
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座 02790-1-100850

第28回 法廷だより

2019年5月13日、第28回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

晴天の下 傍聴席は満員

2019年5月13日午後2時00分より札幌地裁で、第28回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席も満席となりました。

弁護団の主張内容

されたものの、新たな主張は提出されませんでした。
準備書面(37)では、F・1断層が33万年前の地層に変異を与えていることを再確

進行協議期日

弁論の後、進行協議期日が行われました。ここでは、中心的な争点である、敷地内断層と積丹半島沖海底活断層に関する主張の骨子をまとめたメモを原告被告双方が提出し、今後の主張立証活動について協議がされました。

今後の予定等

次回期日は、2019年8月20日(火)午後2時00分からです。(なお、次々回は2019年12月3日(火)午後2時00分と予定されています。)

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょ。

(文責) 佐々木泰平

今回の期日では、弁護団から、原発敷地内のF・1断層の活動性に関し、科学的見地から、F・1断層が約33万年前の地層に変位を与え、その上の変位を与えていない地層によつては約12～13万年前以降の活動性を否定できず、審査ガイドにいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当することなどを主張する準備書面(37)を提出しました。その上で、被告がこれまで十分機会があったにもかかわらず何ら有意な反論をしないことから、次々回期日において結審すべきであるとの意見を述べました。



被告からは、進行についての原告の意見に対する反論は

進行意見書

1 意見の要旨

本件訴訟は次回期日までに被告に反論の機会を与えた上で次々回期日において結審すべきである。

2 意見の理由

【1】新規制基準後の高裁判決

原告らは準備書面（27）の第1において、原子力発電所に関連する民事差止め請求訴訟における主張立証責任について主張をした。かかる訴訟における主張立証責任についての最高裁の判断は示されていないものの、大阪高裁判決等各地の高裁判決では、大要次のように判断されている。

＊原子力発電所における安全性の程度は、放射性物質による被害発生の危険性が社会通念上無視しうる程度にまで管理されていると認められる場合に、安全性が認められる施設として運転が許容される。反面でこの安全性を欠く場合には周辺住民への生命・身体及び健康を侵害する具体的危険性があるといふべきである。

そして、原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合しないときは原子炉等規制法の求める安全性を欠き、周辺住民への生命・身体及び健康を侵害する具体的危険性があるといふべきである。

本件では、準備書面（27）で述

べているように、被告は「原子炉の安全性に欠けることがない」ともしくは「新規制基準に適合すること」について、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提示したうえで、主張・立証すべきところ、全くこの主張・立証を尽くしていないのであるから、泊原子力発電所における原子力発電施設が原子炉等規制法の求める安全性を欠き、周辺住民への具体的危険性の存在することが事実上推認されるのである。

【2】被告の主張立証の程度

本件は、提訴以来8年が経過し、本来であれば主張関係を終了し、証人尋問等が終了していてもおかしくない。しかるに、被告は未だに主張自体が「未完成」として、訴訟の引き延ばしを意図している。

この間の主張書面は、本意見書添付のとおりであり、原告らは37回にわたって準備書面を提出しているところ、被告は16回の準備書面を提出しているにすぎない。しかも準備書面（15）及び同（16）は、原告らの求釈明への釈明書面ではない。したがって、ほぼ一年にわたって、被告は全く主張らしい主張をしていないのである。では、被告の主張はほぼ尽くされたのかというところ、被告は「規制委員会の経過を見ながら」主張するということを繰り返している。これは第1回期日から変わらない。

【3】規制委員会での進展はない

被告は、泊原子力発電所の設置変更許可申請に係る規制委員会に

おいて、泊原子力発電所の「前面断層問題（積丹半島西岸沖活断層）」、津波防護対策としての「防潮堤の問題」、そして「敷地内断層問題」などについて、規制委員会の定めた新規制基準に適合することを未だに明らかにできないでいる。つまり、現時点において、泊原子力発電所1号機から3号機は、新規制基準に適合するとの主張すらできておらず、逆に今までの被告の規制委員会への説明内容では、規制委員会は適合していないと判断していることが公開されている規制委員会適合性審査会合の会議内容で明らかである。しかも、規制委員会における質問に対し、被告は解答できない状態が続いている。

このままでは、規制委員会の審査に何年かかるか誰もわからない状況であり、本来であれば、すでに不許可決定がなされてもおかしくない状況である。

【4】被告の現状が意味するところ

泊原子力発電所は、1986年6月に1号機、91年4月に2号機、そして2009年12月に3号機が、それぞれ国の設置許可処分を受けて稼働を開始していた。この間、日々、使用済み核燃料が発生し、これらは各原子炉の建屋に保管され、その数は現在981体にもぼる。また稼働のための新燃料は197体が現在保管されている。

ところで、現在規制委員会で行っている規制基準の適合性審査では、許可処分時には検討されていなかった泊原発の沖合15kmの積丹半島西岸沖活断層の存在が否定で

きない状態となり、また敷地内における活断層の存在が明らかになった。津波対策の点では、現在基準津波すら確定できておらず、加えて、被告が建設した防潮堤では、液状化現象により沈下してしまい防護できないことも被告は認めるに至った。

このような事実、上記したそもその設置許可処分において、泊原発の安全性審査の前提となる重大な事実が欠如していたことを意味している。泊原発の安全性の評価にあたって重大な事実誤認が存在していたのである。このことは、行政処分の違法性についての最高裁の判断基準からすれば、かつその設置許可処分が無効ないし取り消されるべき処分であったことが明確になったのである。言わば許可無効状態、無免許状態で、被告は長年にわたり原子力発電所を設置、稼働させてきて、現在でも核燃料を保管しているのである。

したがって、現時点において、再稼働の有無にかかわらず、泊原子力発電所は極めて危険性の高い施設として存在し、いつ発生してもおかしくない大きな地震が発生した場合には使用済み核燃料等によつて放射性物質が大量に放出される危険性と隣り合わせなのである。重大な危険が現在進行形で存在しているのである。現在の泊原発の現状からは、いつ重大事故が発生しても不思議ではなく、国民、道民の生命、身体が常に危険にさらされているのである。

【5】結論

被告の従前からの訴訟態度は、裁判所に対して、必要な主張、立

証を尽くさず、行政機関である規制委員会での経過を見ながら訴訟進行を考えるとしているのである。しかも、被告は、原告らの主張にともに反論もせず、基準津波の主張内容についても、規制委員会ですでに変更しているにもかかわらず、訴訟上では変更すらしていない。その上、規制委員会においても、積丹半島西岸沖活断層及び敷地内断層について、またも規制委員会の質問に回答できないのである。本件訴訟において、被告には主張、立証する時間は十分与えられていたにもかかわらず、これを放置していた責任は重大である。

このような裁判所をないがしろにするような被告の訴訟態度から、また、実際にも安全性について規制委員会において説明すらできない状況から、被告が本件訴訟において速やかに主張、立証を尽くすと考えすることは不可能である。そして、このいたずらに時間だけが経過している間にも、国民、道民の生命、身体への危険性だけが針のむしるのよう継続しているのである。したがって、これらの発電所は、原子炉等規制法の求める安全性を欠き、原告らの生命、身体及び健康を侵害する具体的危険性が存在することが十分に推認できるのである。

よって、現時点において次回期日までに被告に反論の機会を与え、次々回期日に結審されることを求めるものである。

私たちの弁護士

Vol.3
毛利 節 弁護士

泊原発裁判弁護団の献身的な活動は、活動実費以外は完全無報酬で、泊原発を廃炉にしたいという信念の下、裁判を進めています。こうした弁護団を構成する弁護士の姿を紹介します。

Q 泊原発裁判の代理人になった動機は？

2011年3月11日発生した東日本大震災では、地震によって多くの建物等が倒壊するとともに、そこに押し寄せた大津波が町ごと飲み込んでいく映像を目の当たりにして、自然の猛威の前では、人間が如何に無力であるかを改めて痛感させられました。そして、引き続き福島第一原子力発電所で発生した水蒸気爆発とメルトダウン。地震国日本で原発を稼働させることは、まるで震災の度にロシアンルーレットのトリガーを引かれているようで、得も言われぬ不条理を感じました。そのようなことから泊原発の廃炉訴訟弁護団に参加しました。

Q 今までに忘れられない裁判はありますか？

幾つかある中でも、アイヌ遺骨返還訴訟は特に印象に残っています。これは、2012年北海道大学に対して柃臼墓地（浦河郡浦河町）から持ち去られたアイヌ遺骨の返還を求めて、柃臼出身のアイヌたちが札幌地裁に提訴をしたものです（弁護団長は市川守弘弁護士）。これに

は、1880年代から北海道帝国大学等において、アイヌ頭骨等の研究が進められた際に、各地のアイヌ墓地に埋葬されていたアイヌ遺骨が掘り出されて大学や研究者により保管されるようになったという歴史的経過が背景にありました。

本訴訟において被告北海道大学は、法的に遺骨の返還を求めることが出来るのは遺骨の祭祀承継者に限られること等を理由として、原告らへの返還義務がない旨主張しました。この点、確かに、現行の民法（897条）や旧民法、そしてこれまでの判例に従えば、遺骨の返還対象は祭祀承継者になります。しかし、アイヌには、和人と異なる祭祀承継という概念はなく、そもそも遺骨の相続という概念すらありませんでした。人が亡くなれば、コタンという集落の人たちで埋葬し、それも「〇〇家の墓」等の指定はなく、亡くなった順にコタンの管理する地に埋葬されるだけでした。それは、旧民法が施行されるずっと以前から行われていた慣習だったのです。そこで原告アイヌは、柃臼墓地の遺骨は、従来、柃臼コタンが管理しており、柃臼出身のアイヌの子孫である原告アイヌは、その管理権を引き継いでいること等を理由として、日本の民法の規定内容にかかわらず返還請求権が認められるとの主張を展開しました。

3年にも及ぶ審理の結果、裁判所から、遺骨を返還する方向での和解案が提示されました。被告北海道大学もこれに応じたことから、「裁判所が管理者として適切と認める者」に遺骨を返還する方向で調整が行われ、日高地方出身のアイヌ等で構成された「コタンの会」に遺骨が返還される内容の裁判上の和解がようやく成立しました。日本民法に基づく祭祀承継者などではなく、地元のアイヌの集団への遺骨返還が裁判所によって承認された画期的な和解でした。

2016年7月15日柃臼墓地にて遺骨の返還が行われ、3日間にわたってアイヌプリ（アイヌの慣習）にしたがった再埋葬の儀式が厳かに執り行われました。掘り出しから実に85年もの時を経て、柃臼アイヌの遺骨が故郷に戻ることが出来たのです。アイヌの工カシ（古老）が、そば降る雨を仰ぎながら、「ご先祖様が嬉しくて泣いていらつしやる。」とおっしゃっていたことが忘れられません。

Q 趣味を紹介してください

私は東京出身なのですが、北海道の大自然にあこがれて、アウトドアが思う存分できる、という若干不純な動機から、26年前に札幌にて弁護士としての一歩を踏み出しました。今でも、時間を見つけては、キャンプ、温泉、釣りに行ったりリフレッシュしています。



毛利 節 弁護士

毛利 節 (もうり たかし) 法律事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西8丁目 桂和大通ビル30 4階
TEL 011-290-1155

さようなら原発北海道集会

2019年3月9日、今年も「原発事故から8年フクシマを忘れないーさようなら原発北海道集会」が共済ホールで開催されました。福島原発事故を風化させることなく、泊原発の再稼働反対、大間原発の建設中止、高レベル放射性廃棄物最終処分場拒否などを求めて、全道各地から600名が参加しました。



チに続き、「胆振東部地震が教えてくれたー泊原発のさらなる危険性」と題し、小野有五さん（北海道大学名誉教授）が講演しました。「泊沖海底には積丹半島西方断層があり、それより地下にある断層が動く可能性が胆振東部地震でわかった。原発は縦揺れに弱い構造。直下で地震が発生したら大変なことになるといふことを、今回の胆振東部地震が教えてくれた。」と泊原発の危険性を指摘しました。最後に、福島県平和運動フォーラム事務局長の湯野川守さんが福島島の現状や課題を報告しました。

集会終了後「原発はいらないー再稼働やめようー」と訴えながら、大通公園までデモ行進を行いました。



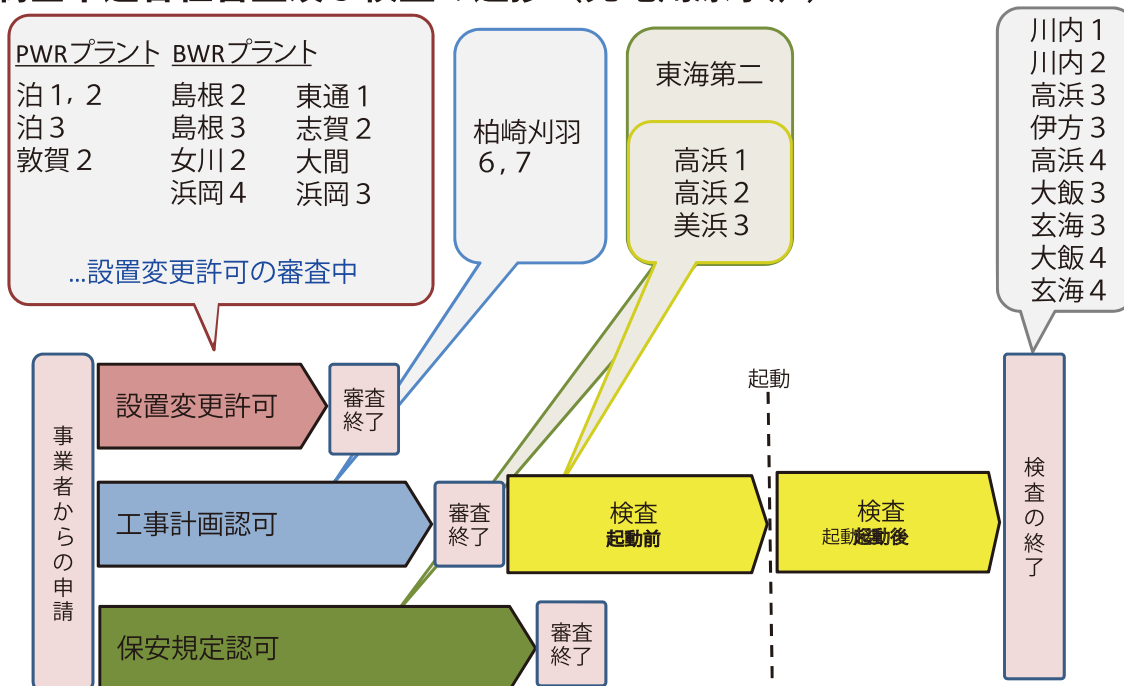
東日本大震災及び胆振東部地震の犠牲者へ黙とうの後、北海道生協連会長理事である麻田信二さんと北海道がんセンター名誉院長の西尾正道さんからのスピー

原子力規制委員会の審査状況と廃炉措置

(2018年12月13日現在)

原子力規制委員会ホームページ → 政策について → 新規規制基準適合性に関する審査(原子力発電所)の項にある資料「現時点における新規規制基準適合性審査の進捗状況と残された論点について」(<http://www.nsr.go.jp/data/000257174.pdf>)から全国の様子がわかる図を2つ転載しました。

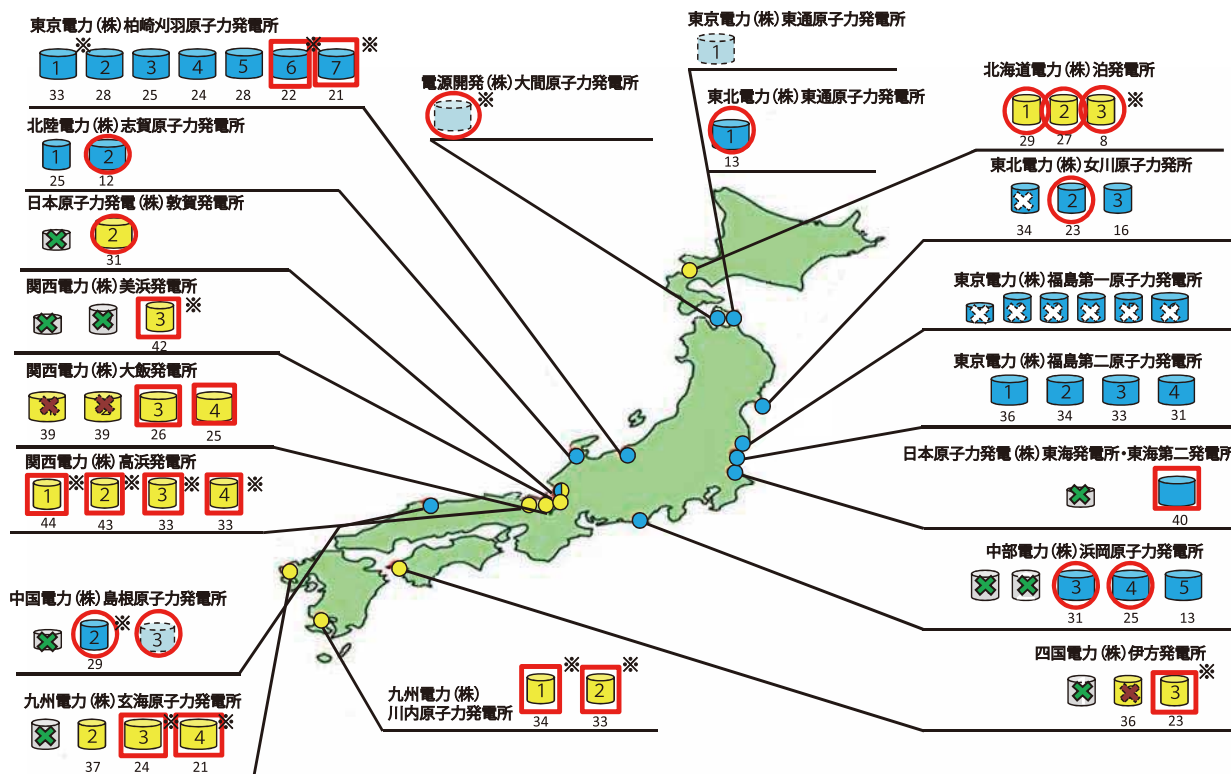
新規規制基準適合性審査及び検査の進捗 (発電用原子炉)



新規規制基準適合性審査及び廃止措置の現状 (参考図) (発電用原子炉)

平成30年12月13日現在

<実用発電用原子炉の運転段階・建設段階>



- 新規規制基準に基づく設置変更許可済 (15基)
- 新規規制基準適合性審査の申請 (12基)
- ※ 特定重大事故等対処施設の申請/許可 (16基)
- ※ 事業者が廃炉とする旨を公表済 (7基)
- (ただし炉規制法に基づく廃止措置計画は未申請)
- ※ 廃止措置計画認可の申請 (3基)
- ※ 廃止措置計画の認可済 (9基)

凡例	出力規模	原子炉の種類
1 ← 設備番号	50万kw未満	沸騰水型原子炉B(WR) 28基
30 ← 運転年数	100万kw未満	加圧水型原子炉P(WR) 20基
	100万kw以上	建設中の原子炉 3基

資料：原子力規制委員会

会場は満員御礼

「国の言いなりで、右向けついで左。死ねて言われたら死ぬ。金さえもらえれば、何でも言つことをきく。オレはもつ、そつたら日本人にはなりたくねえだけだよ。」

15分の休憩時間を挟んで120分間、1940年生まれの79歳が舞台を静かに熱く疾走しました。泊原発を再稼働させない北海道連絡会主催の「福島の忘れない・原発を動かさない」泊原発を再稼働させない3・30集会が3月30日札幌市エル・プラザ



中村敦夫
朗読劇

線量計が鳴る 元原発技師のモノローグ

2019年3月30日(土)
札幌上演

ホールで開催され、その中で中村敦夫の脚本・出演による「朗読劇 線量計が鳴る」元原発技師のモノローグ」の64回目の公演が行われました。原発に異議申し立てをする朗読劇という表現に、会場が満席となる350人を超え、多くの市民が熱心に聴き入りました。

朗読劇は原発の歴史絵巻

朗読劇は中村敦夫氏の身体一つと線量計と手元においた台本だけで進められ、四つに構成された展開は日本の原発の70数年に渡る物語そのものです。

主人公は原発で働いていた元配管技師。配管技師としての正しい立ち方を語らる中で、度重なる原発の事故と事故隠しに我慢ならず原子力安全委員会に上申したことが元で技師を事実上蹴首されたことが明らかに。原発の町で生まれ育ち、原発を生業としてきた主人公の義憤、公憤が熱く静かに語られます。

敗戦直前に原爆が広島・長崎に投下され、20万人もの命を一瞬のうちに消し去り、生き残った人たちも一生後遺症で苦しみました。その人たちも治療とは名ばかりの米国の研究対象に利用され、また戦後ビキニ環礁で水爆実験では、第五福龍丸な



ど多くの鮪漁船等が被害をうけましたが、この涙の程度の見舞金で政治的解決が図られ、その後核廃絶の声の高まりによりアメリカ政府は大々的に核の平和利用キャンペーンを張り、我が国でも原子力の安全神話が隅々まで浸透していったことが明らかにされます。その中で安全神話の実行部隊として一部の政治家、役人、学者、企業、マスコミそして電力会社が果たした許されない役割、利権がらみの繋がりが示されます。さらに東京電力福島原発事故当時の東京電力から時の内閣への情報伝達のいい加減さや暗闘、被害住民への誤った情報発信が被害の拡大を招いたこと、そして今、被爆した人々の健康、汚染された土地や地下水、再稼働するポンコツ原発、捨て場の無い放射線廃棄物を前にして「さあどうするのだ!」と観るものに迫り、今年33年目を迎えるチェルノブイリの今の状況が、これからの東京電力福

島原発事故の未来に重なる危険性を描き出しました。
終幕では「本當言つとオレはもう何も心配してねえ。世界一の原発企業アレバは借金で破産寸前。本業忘れて原発に走った東芝は風前の灯。危険で採算の合わないものが長続きするわけねえべー!」と希望の語りを投げかけます。

私たちにできること

中村敦夫氏の肉体と線量計と朗読だけで原発開発の端緒から今日までの70数年間を120分間で駆け抜ける舞台上、満員の会場の参加者は拍手や笑いを交えて応えながら聴き入りました。

カーテンコールを受けて中村氏は、公憤、義憤でこの舞台上に立ちます。怒りが私のエネルギーですと述べて舞台を後にしました。こうして原発に反対する立場から、福島を契機に自ら脚本を書き、2016年から始めた64回目の一人芝居は幕を閉じました。2018年に出版された「朗読劇 線量計が鳴る」のまえがきで氏は「プロ、アマチュアを問わず、原発ゼロを目指す人々によって、どんどん上演されるのが作者の願いである」と述べています。その言葉は、自分の頭で考え自分の体を動かして、できる活動はまだまだあるぞ、と言っているように感じます。

事務局：廣谷淳一

書籍紹介

「線量計が鳴る」の脚本全編を収録した単行本「朗読劇 線量計が鳴る」(而立書房)が出版されました。「線量計が鳴る」の原本ともいえる「老人と蛙」も掲載されています。「老人と蛙」は2012年に日本ペンクラブ所属の作家52人が寄稿した『いまこそ私は原発に反対します』(平凡社)に含まれています。
装画：黒田征太郎 而立書房 128ページ 1,200円＋税



ボランティア募集

廃炉の会では、HAIR-ニュースの企画・編集・校正スタッフを募集しています。また、廃炉の会や北海道連絡会主催のイベントのお手伝いができる方、ニュースの発行に興味のある方は、ぜひ事務局までTEL・FAX・メールでご連絡ください。

住所変更された方

住所変更されたと思われる方の郵便物が戻ってきています。郵便局での転居・転送サービスは1年間有効で、それ以降は返送されてきます。お手数ですが、早めに事務局までお知らせください。

第7回定例規制委員会から — 北電の追加調査をめぐる



2019年2月22日開催の原子力規制委員会、委員会は泊原子力発電所の敷地内を通るF-1断層が活断層であることを否定できないという見解を出した。しかし、4月25日北海道電力は敷地内の断層は「活断層ではない」とする従来の主張を続けると正式発表し、今秋までに1、2号機のそばを通るF-1断層周辺でボーリング調査を行い、規制委を説得するとした。

2019年5月15日開催の第7回原子力規制委員会定例会合において、この件をめぐる委員らと原子力規制庁の事務方説明者の間で次のようなやりとりがあった。

地質学が専門の石渡委員は「北電は追加調査を秋頃すると言ったが、具体的な計画を立て、いつ説明できるのか示すべきだ。その上で規制委員会の体制も再検討する必要がある。とくに、火山灰の厚さ40cmを活断層否定の根拠にしてきたが、それが無いとなった。根拠がないとなると多面に類がおよぶ。」と厳しい発言をした。伴委員は「北電の体制は整っているのか。時間の経過とともに問題が拡散している。」と発言。事務方は「北電の中に地質の専門家はいない。」と答えた。最後に更田委員長が「北電の説明は当初から何度も変わっている。いったんここで状況変化のまとめ資料（公開）を作成し、今の説明がどの地点に立っているのか見る必要がある。活断層否定の根拠が消えてしまったから、プラント側の審査は1年以上先で凍結状態だ。」とまとめた。

（弁護士情報提供）

委員の発言とやりとりは原子力規制委員会ホームページに掲載された次の動画をご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=VWvD1TlfNcl>

定例会合後の記者会見は

HTB 北海道テレビのニュースで放映されました。

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190515-00000007-htbv-hok>

核ゴミ関連の報道に接して

核ゴミ問題担当世話人
マシオン恵美香

鈴木新知事道政開始とほぼ同時にNUMO（原子力環境整備機構）は、核ごみ深地層処分にかかわる科学的特性マップ（2017年7月28日経済産業省・資源エネルギー庁発表）の説明会を、全国7ヶ所、うち3ヶ所を北海道内で行うと配信した。新知事には北海道条例の遵守を確約された。

政府は、幌延深地層研究センターの坑道埋め戻し時期などについて2020年3月31日までに示すとしている。しかし、市民とJAEA（日本原子力研究開発機構）との交渉で得られた回答では、期限が迫る中、工程表や概要も示されず、「研究課題が事業化」や三者協定（北海道・幌延町・核燃料サイクル開発機構／現・日本原子力開発機構）の締結で示されていた「埋戻し時期」の延長が懸念される内容であった。

話は遡るが、政府は2015年5月22日に閣議決定された「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定」で特定放射性廃棄物の最終処分について、「将来世代に負担を先送りしないよう、現世代で取り組むべき問題であり、国民や地域の理解を得ながら、国が前面に立つて取り組む」とし、科学的特性を総合的に検討して地層処分に相応しいことを示した上で、自治体に調査等の協力を申し入れる「申し入れ方式」を開始したとしている。しかし、これまでの「自治体による手挙げ方式」も否定されていない。核ごみ（法律上で特定放射性廃棄物）最終処分地選定について国は「国民や地域の理解を得る」という原則のもとに進めるとは言うが、沖縄県辺野古の例でも見られた明らかな民意の無視により、厄介ごとを大都会から離れた場所に押し付けられてしまっているのではないかと懸念する声もあり、国がどのように住民の意志を尊重するかが問われる。

泊原発廃炉訴訟 第28回口頭弁論

参加者アンケートから（抜粋）

回答数5人（表記以外、原文のまま）

裁判のご感想やご意見をお聞かせください。

北電の側の人の発言は、まったく聞こえなかった。

進行協議が長くかかったので、何か問題ある方針が出たのかと心配したが、基本的には前向きな協議だったようなので安心した。

意見陳述がなかったが、次回は是非実施してください。被告が発言したが、声が小さく、中身も言い訳に終始しており、何も言わなくてはまずい、ということで発言したような印象。

口頭弁論終了後の報告会のご感想やご意見をお聞かせください。

報告会でよく理解できました。裁判の進行状況がわかり、良かった。

参考になる報告会でしたが、まだスッキリしない状況で、次回まで注視したい。

弁護士さんが来るまでの間に話された内容がとても勉強になりました。

地域連絡会報告

泊原発廃炉の会・そらち

四月一日に六回目の総会を開催して、そらちの今年度の活動を決定しました。発足当時より幹事として活躍して頂いた三浦佳津子さんが退任しました。後任に片岡仁美さんが幹事に就任しました。三浦さんに感謝し、片岡さんには期待したいです。

幹事長 中川洋子

新幹事の抱負

片岡仁美さん
皆さんこんにちは！ 幹事をやらせてもらうことになった「片岡仁美」です。長沼出身で五十二歳、夫、子ども三人で栗山町に住んでいます。私が「泊原発廃炉の会・そらち」の会員になった理由は、「大好きな北海道を残したい！」と、思ったからです。青く広い空と緑の大地。冬には白銀となり、野生の動植物と共生しながら暮らせる北海道。道外で暮らしがいた時も、北海道出身と言うだけで羨ましがられ、とても親切にしてもらいました。

北区の会

統一地方選挙での

公開質問状について

去る4月7日に行なわれた統一地方選挙において、北区の会では泊原発の再稼働の可否に大きな影響を与える北海道知事の候補に対し公開質問状を送付し、見解を質すとともに回答書を有権者に対して投票の判断材料にするようにホームページに公開しました。また泊地区から60数キロと近接する札幌市の市長候補に対しては避難計画を含めた同様の質問状を、さらに知事と対峙する北海道議会のうち札幌市北区の道議候補にも同様の質問状を提出しました。

返信されてきた回答書は、候補者の個性が表われた興味深いものでした。総じて所属する政党の政見を引用するだけというのではなく、自分の言葉で、また当然かもしれないが原発や核ゴミについてよく考えているという

他の都府県の人から見れば、北海道にはそれくらいの魅力があり、憧れがあるのだと思います。

その北海道が原発によって汚染されています。住めなくなっています。帰る居場所。大好きな景色。自然の音。鳥の声。新鮮な空気。失いたくありません。そう思いながらも、今の私は子育てで中心の生活をしていて、活動に参加できる時間を多く作れていません。が、やれる時にやれることをしていきたいと思っています。

この北海道を子どもたちへ、未来へ、残していくためには原発は廃炉にしなければならぬと思います。教えてもらいながら、皆さんと一緒に、ワクワクするような活動をしていきたいです。よろしくお願い致します。



印象を持ちました。また道議候補のなかには質問の文章も含め、口し直して回答し、本人の意気込みを感じさせるものもありました。一方で回答期日を過ぎて回答が届かず、不利になつてはと再三電話しましたが結局回答なしに終わつた候補もありました。さて選挙は終わりましたが当選した知事、市長、議員にとってはこれからの泊原発問題にどのように対処するのかのスタートです。その意味でもホームページの回答書が重要です。プレずに政策を実行していくのかよく見張っていきましょう。

共同代表 武藤正雄

十勝連絡会

3月9日、今年も「原発をなくす十勝連絡会」と共同で「東電福島第一原発事故から8年 原発ゼロの未来へ 福島とともに NO NUKES 十勝集会」を帯広駅南側で開催しました。参加者全員で「明日があるさ」の替え歌で脱原発を訴えた後、4人の方がスピーチ。第27回口頭弁論で意見陳述した尾関敏明さんも「エネルギーの地産地消で新しい経済の循環を」とアピールしました。最後に皆さんの元気なコールで集会を締めくくりました。約60名の参加でした。

4月に入り、十勝連絡会では署名アクションを再開。「泊再稼働反対」の署名が一段落したこと、2015年から



中断していた「さようなら原発」署名に再び取り組んでいます。帯広駅南側では、とさおり外国からの観光客の姿も見え、ことから、「さようなら原発1000万人アクション」のウェブから外国語版の署名用紙もダウンロードして準備しています。再開第1回の13日は署名アクション初参加のメンバーお二人もまじえ、10名で72筆集めました。ある30代の物理学を学んできたという男性は、「こういう運動は度やめたらもう復活できない。続けることが大事なんです。頑張ってください」と励ましてくださいました。今年も地方都市の一角で地道に「脱原発」の世論を支え、灯をともし続けていきます。

十勝連絡会事務局局長 菅原哲也

釧路連絡準備会

3月17日のさようなら原発釧路集会是、昨年、悪天候で来れなかった豊富町の久世薫嗣さんをお迎えして無事開催されました。久世さんは、地域が自立して暮らしながら核施設を皆で協力して拒否する重要性を訴えました。

また、継続して行っている東電福島原発事故で被災した福島の子どもたちを夏・冬・春休みに受け入れる保養活動を、動画とスライド写真を投影して報告し、100名余りの参加者に深い感銘を与えました。会場では保養活動へのカンパも多く寄せられました。



釧路準備会 マシオン恵美香

【催しのご案内】

6月10日午後6時から北海道新聞釧路支社にて、「泊原発の廃炉をめざす会 釧路連絡会」の発足記念集会所として、元原子力資料情報室スタッフ澤井正子さんの釧路講演会「待ったない！どうする？危険な核のゴミ再処理と最終処分最新情報」を開催します。今回は、会場の事情により、入場制限があり、120名のみの講演会です。参加費+資料費 1000円の前売り券は、釧路市生涯学習センター、コーチャンフォー釧路文化ホール、MOO インフォメーションでお早目にチケットをお求めいただくか、窓口にご連絡いただき、ご予約ください。

(釧路連絡準備会窓口 090-9436-8632)

再稼働するな!! させるな!! 5月5日北海道大行進



天気予報では25度を超える予想となった5月5日子どもの日は、7年前、泊原発が停止した日です。泊原発を再稼働させない北海道連絡会が主催する「再稼働するな!! させるな!! 北海道大行進」に加盟団体から250人が大通西3丁目に集まりました。

各団体の代表がマイクを握り、「廃炉の会」からは常田益代共同代表が「5月5日は泊が止まった日。子供たちが元氣よく外で遊べるように、私たちは絶対に泊原発を再稼働させない!この豊かな大地を次世代に受け渡ししましょう。私たちが生きていく間に生んでしまった大量の核ゴミ。私たちはこのことを子供たちにそしてはるか遠い未来の世代にまで謝らなければなりません。今ある核ゴミをどうしたらいいのか勉強していきましよう。」と述べました。



参加した250名は、それぞれの団体の幟やアピールグッズを持ち、先導車から流れる音頭に合わせ「再稼働させない!」「泊がなくとも電気は足りてる!」と市民や観光客で賑わう市街をアピールしながらデモ行進しました。

天使の衣装をまとった事務局の大場さんとティアアラと紫のドレスのお子さんは「私たちも高齢者の扮装をしている」というおじさんやおばさんに囲まれて、笑い声が絶えないパレードとなりました。



お知らせ

第29回 口頭弁論

2019年8月20日(火) 14:00～
札幌地裁(札幌市中央区大通西11丁目)

集合 13:10 大通公園西11丁目

集会 13:50～ 傍聴抽選に外れた人対象

報告会 口頭弁論終了後～16:00

会場 北海道高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

イベント

大MAGROCK vol.12

日時 2019年7月13(土)～14(日)

場所 青森県大間町(大間原発隣接地)

とまロック in Iwanai

日時 2019年8月23(金)～25(日)

場所 岩内港旧フェリー埠頭緑地公園

泊原発を再稼働させない! 七夕パレード

日時 2019年7月7日(日)

場所 大通公園西3丁目 13時集合

活動報告会のご案内

日時 2019年6月8日(土) 13時10分～16時50分(開場13時)

場所 北海道高校教職員センター(札幌市中央区大通西12丁目)

第1部 講演会 13:15～14:30(一般公開)

「待ったなし、どうする?危険な核のゴミ」

講演者:澤井 正子(元原子力資料情報室スタッフ)



東京生まれ。中央大学経済学部卒業。チェルノブイリ原発事故を契機とした「反原発出前のお店」の活動に参加。その後六ヶ所村や、再処理工場が建設中止になったドイツのバックスドルフ、ゴアレーベンを訪れ、核廃棄物問題と向き合う。1992年から原子力資料情報室スタッフとなり、再処理・廃棄物問題を担当。著書に『核燃料サイクルの黄昏(共著)』(緑風出版)、『検証—東電原発のトラブル隠し(原子力資料情報室編)』(岩波ブックレット)など。

第2部 活動報告会 14:45～16:00

2018年度活動報告、訴訟経過報告、会計決算報告、監査報告
2019年度活動方針、会計予算、世話人体制

(たくさんの皆さんの参加をお願いします)

第3部 意見交換会 16:00～16:45

地域連絡会の意見交換会と交流